

第 2 8 号議案関係資料

## 環境衛生事業の取扱いについて

平成 1 5 年 6 月

鹿児島地区合併協議会

(様式1)

# 事務事業現況調査総括表

## (18) 環境衛生事業

環境専門部会

番号	事務事業名	鹿	児	吉	田	桜	島	喜	入	松	元	郡	山	区分	経過
1	そ族衛生害虫駆除業務									×	×			B	
2	まち美化運動													B	
3	克灰袋配布事業					×	×	×	×					B	
4	空地管理指導											×		B	
5	共同墓地助成事業		×					×	×	×	×			B	
6	無縁墓地清掃委託事業	×	×	×	×	×	×	×	×					C	
7	火葬経費補助事業	×	×					×						C	
8	自然遊歩道利用促進事業					×	×	×	×	×	×			B	
9	環境基本計画の策定			×	×	×	×	×	×					B	
10	率先行動計画の推進			×	×				×					B	
11	公害対策審議会			×	×	×	×	×	×					B	
12	自然環境保全審議会			×	×	×	×	×	×					B	
13	「樹木園千年の森」の維持管理	×	×	×	×	×	×	×	×					A	
14	騒音振動防止対策事業					×						×		B	
15	水質汚濁防止対策事業													B	
16															
17															
18															
19															
20															

番号	事務事業名	鹿	児	吉	田	桜	島	喜	入	松	元	郡	山	区分	経過
21															
22															
23															
24															
25															
26															
27															
28															
29															
30															
31															
32															
33															
34															
35															
36															
37															
38															
39															
40															

(注1) 該当する事務事業を実施している市町には 印、実施していない場合は×印を表示。

(注2) 区分欄には調整方針(案)の区分を表示。(A:現行どおり、B:一元化、C:廃止)

(注3) 経過欄には調整方針(案)で経過措置を講ずることとした場合に 印を表示。

## 行政制度等の調整方針(案)

## (18) 環境衛生事業

環境専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉田町	桜島町	喜入町
1 そ族衛生害虫駆除業務	感染症を予防し快適な生活環境を確保することを目的に、そ族衛生害虫の駆除を行うとともに、住民の衛生思想の啓発を図る。	感染症を予防し快適な生活環境を確保することを目的に、そ族衛生害虫の駆除を行うとともに、住民の衛生思想の啓発を図る。	衛生害虫に対する苦情・相談への対応を行う。	衛生害虫の駆除の必要な場合に実施する。
2 まち美化運動	清潔で住みよい生活環境づくりを目指し、自分たちのまちをより美しく快適に、行政と市民が一体となってその環境づくりに取り組む。	年2回(夏・冬)、町内一斉清掃を呼びかけ、町内の環境の美化と整備活動を展開する。	(1)夏季衛生週間 7月下旬に衛生週間を設定し、夏場の快適な生活環境づくりを目指す。 (2)観光週間(観光課所管事業) 11月上旬に「観光週間」を設定し、その初日に町内一斉美化清掃を行う。	年2回、町内一斉清掃を呼びかけ、町内の環境の美化と整備活動を展開する。 (町内一斉清掃の時期) 夏 - 8月の第1日曜日 冬 - 12月の第3日曜日
3 克灰袋配布事業	桜島降灰対策の一環として、宅地内降灰の搬出に要する克灰袋を降灰のあった地域の一般家庭に無償配布する。	桜島降灰対策の一環として、宅地内降灰の搬出に要する克灰袋を降灰のあった地域の一般家庭に無償配布する。	該当なし。	該当なし。
4 空地管理指導	宅地等に点在する空地の適正管理についての指導を行い、良好な環境の保全を確保する。	宅地内に点在する空地の適正管理についての指導を行い、良好な環境の保全を確保する。	空き地に対する苦情、相談への対応を行う。 火災予防の面から消防係と連携しながら指導を行う。	事業としては位置づけはないが、住民からの要望・苦情により対処している。また消防署とタイアップしての指導を実施。

(様式2) その2

(18) 環境衛生事業

環境専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 ( 案 )
松 元 町	郡 山 町		
該当なし。	該当なし。	鹿児島市、吉田町、桜島町及び喜入町のみ。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。 (松元町及び郡山町においても、そ族衛生害虫駆除業務を実施する。)
県が行う「青少年ふるさと美化活動」の一環で年に1回、町内各種団体に清掃美化を呼びかける。(社会教育課)社会教育課に設置されたボランティアセンターにおいて、年に1回ボランティアを募集し町内の清掃美化活動を行う。(社会教育課)	町衛生自治団体連合会、学校PTA及びその他のボランティア団体による自主的な美化活動に対し、ごみ収集袋を無償配布し、環境美化意識の高揚に努める。	実施内容、取り組み時期が異なる。	合併時に鹿児島市の制度(実施内容等)に統合する。
該当なし。	該当なし。	鹿児島市及び吉田町のみ。	合併時に鹿児島市の制度(降灰時の克灰袋の配布)に統合する。 (桜島町、喜入町、松元町及び郡山町についても実施する。)
住宅地等に点在する空地の適正管理についての指導を行い、良好な環境保全を確保する。 (1)住民等からの苦情により現地を調査 (2)防災、衛生面等からの空き地等の草払い管理等の指導	該当なし。	鹿児島市、吉田町、桜島町、喜入町及び松元町のみ。 空地の定義、指導内容が異なる	合併時に鹿児島市の制度(指導内容等)に統合する。

## (18) 環境衛生事業

環境専門部会

項 目	現 況							
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町				
5 共同墓地助成事業	<p>共同墓地の整備促進を図るため墓地管理組合に対し補助金を交付する。</p> <p>補助額等            (1)整備統合に係る改葬に要する経費：改葬許可1件につき2,000円            (2)環境整備に要する経費：補助対象経費の2分の1以内            (3)災害防止に要する経費：3分の2以内            (4)災害復旧に要する経費：3分の2以内</p> <p>給水栓設置を市で施工(1~3の条件をすべて満たす墓地管理組合)            (1)墓石数が15基(納骨式墳墓5基)以上            (2)水道本管から給水栓までの距離が50m以内            (3)設置後墓地管理組合で水道料、修繕料その他の経費負担を含め自主管理すること。</p>	該当なし。	「共同墓地施設等の災害復旧に伴う補助金交付要綱」に基づき共同墓地の災害復旧に要する経費の90%以内の助成。	該当なし。				
6 無縁墓地清掃委託事業	該当なし。	該当なし。	該当なし。	該当なし。				
7 火葬経費補助事業	該当なし。	該当なし。	<table border="0"> <tr> <td>13歳以上</td> <td>8,000円</td> </tr> <tr> <td>13歳未満</td> <td>5,000円</td> </tr> </table>	13歳以上	8,000円	13歳未満	5,000円	該当なし。
13歳以上	8,000円							
13歳未満	5,000円							

(様式2) その2

(18) 環境衛生事業

環境専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 ( 案 )
松 元 町	郡 山 町		
該当なし。	該当なし。	鹿児島市及び桜島町のみ。 鹿児島市と桜島町とは補助内容及び補助金額が異なる。	合併時に鹿児島市の制度(補助基準等)に統合する。
該当なし。	社会福祉協議会に対する無縁墓地清掃委託料 20,000円	郡山町のみ。	廃止する。
13歳以上 5,000円 13歳未満 3,500円	火葬料の2分の1。	桜島町、松元町及び郡山町のみ。	廃止する。

## (18) 環境衛生事業

環境専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉田町	桜島町	喜入町
8 自然遊歩道利用促進事業	美しい自然と豊かな歴史・文化財に接し、自然とのふれあいを深めることによって自然を愛護する意識を高めるために、自然遊歩道を設置している。(6カ所7コース) ・道標、樹木名板等の設置 ・維持管理(草刈り、路面整備等) ・イラストマップの作成 ・協力員10名(月3,500円の謝金)	美しい自然とのふれあいを深めることによって自然を愛護する意識を高めるために、自然遊歩道を設置している。 ・花と緑に親しむむらづくり事業(ふれあいの森づくり) (事業箇所) 牟礼岡散策道、三重岳遊歩道 (事業内容) 遊歩道看板、コース案内図	該当なし。	該当なし。
9 環境基本計画の策定	(策定年)平成12年10月 (期 間)平成12~23年度 (業 務)環境政策推進会議開催 年次報告書の作成	該当なし。	該当なし。	該当なし。
10 率先行動計画の推進	(策定年)平成12年10月 (期 間)平成13~17年度 (業 務)各職場の取組状況把握 職員研修会の開催 (備 考)温暖化対策推進法に基づく 「実行計画」含む。	該当なし。	該当なし。	(策定年)平成13年4月 (期 間)平成13~17年度 (業 務)各職場の取組状況把握 活動推進委員会の開催 (備 考)温暖化対策推進法に基づく 「実行計画」含む。
11 公害対策審議会	市長の諮問機関。 (1)所掌事項 公害対策の基本方針の策定 公害の予防対策及び被害対策 その他生活環境の保全の重要事項 (2)委員の構成等 定員:15人以内 構成:学識経験者、市民の代表者 任期:2年 (3)委員報酬(日額) 会長:11,500円 委員10,300円	該当なし。	該当なし。	該当なし。

(様式2) その2

(18) 環境衛生事業

環境専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 ( 案 )
松 元 町	郡 山 町		
該当なし。	該当なし。	鹿児島市及び吉田町のみ。 鹿児島市と吉田町とは維持管理方法が異なる。	合併時に鹿児島市の制度（維持管理方法等）に統合する。
該当なし。	平成15年度策定予定。	鹿児島市及び郡山町のみ。 鹿児島市と郡山町は計画内容が異なる。	合併時に鹿児島市の制度（計画内容）に統合する。
該当なし。	平成15年度策定予定。	鹿児島市、喜入町及び郡山町のみ。 鹿児島市、喜入町、郡山町とは計画内容が異なる。	合併時に鹿児島市の制度（行動内容、目標）に統合する。
該当なし。	環境審議会 町長の諮問機関。 (1)所掌事項 環境基本計画 その他環境の保全の基本的事項 (2)委員の構成等 定員：15人以内 構成：有識者、行政機関の職員 町長が必要と認める者 任期：2年 (3)委員報酬（日額） 委員・会長：5,100円	鹿児島市及び郡山町のみ。 鹿児島市と郡山町とは、委員の構成及び報酬額が異なる。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。 (郡山町の環境審議会は廃止する。)

## 行政制度等の調整方針(案)

(18) 環境衛生事業

環境専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
12 自然環境保全審議会	市長の諮問機関。 (1)所掌事項 自然環境保護等の基本的施策策定 緑化基本方針 保護地区等の指定及び解除 その他自然環境保全の重要事項 (2)委員の構成等 定員：15人以内 構成：学識経験者、市民の代表者 任期：2年 (3)委員報酬(日額) 会長：11,500円 委員10,300円	該当なし。	該当なし。	該当なし。
13 「樹木園千年の森」の維持管理	該当なし。	該当なし。	該当なし。	該当なし。
14 騒音振動防止対策事業	市民の生活環境を保全し、市民の健康の保護に資するため、法に基づく、騒音・振動の測定並びに特定事業場等・特定建設作業等の規制、指導を行う。	法に基づき、特定事業場等・特定建設作業等の規制、指導を行う。	該当なし。	騒音規制、振動規制法に基づく、騒音・振動の測定並びに特定事業場等・特定建設作業等の規制、指導を行い対策を進める。

(様式2) その2

(18) 環境衛生事業

環境専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 ( 案 )
松 元 町	郡 山 町		
該当なし。	<p>環境審議会 町長の諮問機関。</p> <p>(1)所掌事項 環境基本計画 その他環境の保全の基本的事項</p> <p>(2)委員の構成等 定員：15人以内 構成：有識者、行政機関の職員 町長が必要と認める者 任期：2年</p> <p>(3)委員報酬(日額) 委員・会長：5,100円</p>	<p>鹿児島市及び郡山町のみ。 鹿児島市と郡山町とは、委員の構成及び報酬額が異なる。</p>	<p>合併時に鹿児島市の制度に統合する。 (郡山町の環境審議会は廃止する。)</p>
該当なし。	<p>「郡山町樹木園千年の森の設置及び管理に関する条例」に基づき、森林及び林業に関する理解を深めるとともに、自然環境の保全に関する意識の高揚を図るため、設置している。 (所管課：農林課林務係)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・面積 71,534㎡</li> <li>・案内板、石碑の設置</li> <li>・監視員1名(年額 94,500円)</li> </ul>	<p>郡山町のみ。</p>	<p>現行どおりとする。(合併時に鹿児島市に引き継ぐ)</p>
<p>騒音規制、振動規制法に基づく、特定事業場等・特定建設作業等の規制、指導を行い対策を進める。</p>	<p>該当なし。</p>	<p>鹿児島市、吉田町、喜入町及び松元町のみ。 鹿児島市と吉田町、喜入町及び松元町とは、自動車騒音調査を鹿児島市のみで実施する点異なる。</p>	<p>合併時に鹿児島市の制度(調査基準)に統合する。</p>

# 行政制度等の調整方針(案)

(18) 環境衛生事業

環境専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉田町	桜島町	喜入町
15 水質汚濁防止対策事業	市民の健康を保護するとともに生活環境を保全するため、法に基づく常時監視とは別に、河川環境の一般調査公共用水域の汚染状況の把握を行う。	河川・水路等の水質の汚染状況を把握し、公共用水域の水質保全に資する。	海水浴場の汚染状況を把握する。	河川・水路等の水質の汚染状況を把握し、町民の健康の保護及び生活環境の保全に資する。

(様式2) その2

(18) 環境衛生事業

環境専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 ( 案 )
松 元 町	郡 山 町		
河川や地下水の水質の常時監視を行う。	河川や地下水の水質の常時監視を行う。	調査場所や調査内容が異なる。	合併時に鹿児島市の制度(調査基準)に統合する。